○厚生労働省告示第二百二十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第２　添加物	第２　添加物
Ａ～Ｃ　（略）	Ａ～Ｃ　（略）
Ｄ　成分規格・保存基準各条	Ｄ　成分規格・保存基準各条
（略）	（略）
過酢酸製剤	過酢酸製剤
Peracetic Acid Composition	Peracetic Acid Composition
［79―21－０、過酢酸］	［79―21－０、過酢酸］
定　　義　本品は、過酢酸、「氷酢酸」、「過酸化水素」及び「１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。	定　　義　本品は、過酢酸、「酢酸」、「過酸化水素」及び「１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。
（略）	（略）
Ｅ　製造基準	Ｅ　製造基準
（略）	（略）
過酢酸	過酢酸
過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する氷酢酸又は氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。	過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する酢酸及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。
過酢酸製剤	過酢酸製剤
過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液、過酸化水素、１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸又は氷酢酸若しくは氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素に１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。	過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する酢酸、過酸化水素、１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸若しくは酢酸及び過酸化水素に１－ヒドロキシエチリデン－１，１－ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。
（略）	（略）
Ｆ　使用基準	Ｆ　使用基準
（略）	（略）
ステアリン酸マグネシウム	ステアリン酸マグネシウム
ステアリン酸マグネシウムは、カプセル・錠剤等通常の食品形態でない食品及び錠菓以外の食品に使用してはならない。	ステアリン酸マグネシウムは、特定保健用食品たるカプセル剤及び錠剤並びに栄養機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品に使用してはならない。
（略）	（略）
（削る）	炭酸カルシウム
	炭酸カルシウムは，食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。
	炭酸カルシウムの使用量は，カルシウムとして，チューインガムにあっては10％以下，その他の食品にあっては1.0％以下でなければならない。ただし，特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は，この限りでない。
（略）	（略）